

和歌山大学博士後期課程支援奨学金規程

制 定 平成 27 年 11 月 27 日
法 人 和歌山大学 規程 第 1701 号
最 終 改 正 令和 2 年 7 月 31 日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学（以下「本学」という。）大学院システム工学研究科博士後期課程（以下「S博士後期課程」という。）及び大学院観光学研究科博士後期課程（以下「T博士後期課程」という。）に入学する優れた資質や能力を有する者に対して返還義務を課さない奨学金を給付することにより，在学中における経済的安定に資することを目的とした和歌山大学博士後期課程支援奨学金（以下「奨学金」という。）制度について必要な事項を定める。

(募集)

第2条 奨学金の給付を受ける者（以下「奨学生」という。）の募集は、S博士後期課程及びT博士後期課程の入学者選抜試験毎の募集に併せて行う。

(申請資格)

第3条 奨学金の給付を申請できる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) S博士後期課程またはT博士後期課程に入学する意思があり、入学者選抜試験に合格した際に入学が確約できる者
- (2) 学業成績が優秀で、研究に意欲のある者
- (3) 定職についていない者

(申請手続)

第4条 奨学金の給付を受けようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 申請書（別紙様式）
- (2) その他本学が指定する書類

（給付額、給付期間及び採用者数）

第5条 奨学金の給付額は、一人につき60万円を上限とし、年間の給付額は、20万円を上限に毎年学長が定め、3年間給付する。

- 2 毎年度の奨学生の採用者数は、10名を上限とし、S博士後期課程にあっては6名、T博士後期課程にあっては4名を上限とする。
- 3 前号の規定にかかわらず、学長が特に認めた場合は、毎年度の奨学生の採用者数の上限（10名）を超えない範囲で各博士後期課程における奨学生の採用者数の上限を変更することができる。

(選考)

第6条 奨学生の選考は、S博士後期課程にあってはシステム工学研究科、T博士後期課程にあっては観光学研究科の審査を経て、学長が行う。

(奨学金の停止、取消及び返還)

第7条 奨学生が次の各号の何れかに該当する場合、学長は奨学金の支給を停止または受給資格を取り消すものとする。

- (1) 在学中に就職した場合
- (2) 学業成績が不良の場合（留年）
- (3) 学則に基づく懲戒処分を受けた場合
- (4) 退学または除籍の場合
- (5) 休学の場合
- (6) その他奨学生として適当でないと判断した場合

- 2 前項の規定により、奨学金の受給資格を取り消したときは、既に給付した奨学金の全額または一部の返還を求めることができる。

(事務)

第8条 奨学金に関する事務は、学生支援課において行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

博士後期課程支援奨学生規程

- 1 この規程は、平成27年11月27日から施行する。
- 2 この規程施行前に実施した平成28年度入学者選抜試験における奨学生の募集は、第2条の規定にかかわらず、平成28年度のS博士後期課程及びT博士後期課程の入学者選抜試験の結果をもって募集したものとみなす。
- 3 この規程施行前に実施した平成28年度入学者選抜試験における奨学生の選考結果の通知は、第6条第2項の規定にかかわらず平成28年度入学手続案内の通知に併せて行う。
- 4 平成26年度及び平成27年度に入学し、平成28年4月1日に在籍しているS博士後期課程及びT博士後期課程の学生で、第3条の規定に定める条件を全て満たし、かつ、第7条第1項各号に該当していない者にあっては、第5条の規定にかかわらず、平成26年度入学生には一人につき年額5万円、平成27年度入学生には一人につき年額10万円を上限とし、奨学生を支給するものとする。

附 則（令和2年7月31日一部改正：法人和歌山大学規程第2301号）

この改正規程は、令和2年7月31日から施行し、令和3年度奨学生の選考から適用する。